事　務　連　絡
令和６年３月４日

集団回収協力団体　各位

豊田市環境部　循環型社会推進課長

集団回収報奨金の交付に係る書類提出について（依頼）

日頃は、集団回収を始めとしたリサイクルの推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。さて、令和６年度に行う集団回収報奨金の交付に当たり、「集団回収報奨金振込口座確認書」を御提出いただく時期となりました。

上記書類の提出がない場合は集団回収報奨金を交付できませんので、必ず期限までに御提出いただくようお願いいたします。団体の代表者・役員が変わる場合は、送付書類一式を封筒ごと新代表者・役員の方へ確実に引き継いでいただき、遅滞なく書類を御提出いただくよう、御協力をお願いいたします。

記

１　送付書類

・集団回収報奨金の御案内（２枚）
・集団回収報奨金振込口座確認書（提出用・記入例）
（備考）提出用様式の電子データ（Word 形式）は、豊田市ホームページ「集団回収報奨金制度」からダウンロードできます。
・返信用封筒

２　提出書類

集団回収報奨金振込口座確認書　**令和６年４月５日（金）必着**

※役員や口座情報の変更がない場合も必ず提出してください。

※貴団体の登録番号は郵送した封筒の宛名に団体名と併せて記載しています。

※裏面に通帳の写しを添付してください。（白黒コピーで可）
①表紙
②支店名と口座名義人のフリガナが記載されたページ
（支店名と口座名義人のフリガナが２ページにまたがって記載されている場合は、２ページとも添付してください。）

（裏面に続く）

3　提出方法

・電子申請（「あいち電子申請・届出システム」をご利用ください。）
・郵送（添付の返送用封筒をご利用ください。）
・持参（渡刈町の清掃事務所にお願いします。）

4　提出期限について

・期限までに提出できない場合は、速やかに下記担当に御連絡ください。

5　電子申請への対応について

令和４年３月から「あいち電子申請・届出システム」を利用した電子申請に本手続きが対応し、受付を開始しております。提出していただく「集団回収報奨金振込口座確認書」について、パソコン・スマートフォンで申請できます。オンラインでの申請方法については、同封の案内をご確認ください。

オンライン申請の締め切りも令和６年４月５日（金）までとなっておりますので、早めの申請をお願い致します。

6　その他の連絡事項

・「集団回収報奨金振込口座確認書」の提出後に口座名義等を変更する場合は、「振込口座変更届」の提出が必要になります。変更することが決まり次第、循環型社会推進課にお問合せください。
・団体の解散等により活動できなくなったときは「廃止届」の提出が必要です。ただし、令和６年１月～3 月活動実績がある団体は、振込完了後に「廃止届」の手続きをお願いします。
詳しい手続き方法は、下記の連絡先に連絡ください。
・令和６年１～３月活動実施分の報奨金は４月２６日（金）に振込予定です。

【お問合せ】
担　当：豊田市 環境部 循環型社会推進課
資源循環担当　加藤・漆間
開庁日：月曜日から金曜日
午前８時１５分から午後５時
住　所：〒４７０－１２０２
豊田市渡刈町大明神３９番地３
電　話：０５６５－７１－３００１
ＦＡＸ：０５６５－７１－３０００
Ｍａｉｌ：junkan@city.toyota.aichi.jp